

「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」 に係る留意事項

- 「1. ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応」
【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護】

1 概要

通所介護（通常規模型）、通所リハビリテーション（通常規模型）、地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、次の算定要件を満たした場合、3か月間、基本報酬の3%の加算を行う。

2 算定要件等

- (1) 減少月の利用延人員数が当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数（以下「算定基礎」という。）から5%以上減少している場合に、**当該減少月の翌々月から3月以内に限り**、基本報酬の3%に相当する単位数を加算する。
- (2) 令和3年2月又は3月に利用延人員数の減が生じた場合、前年度（令和元年度）の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月（令和2年2月又は3月）の利用延人員数のいずれかを比較することにより、算定の判定を行うことができる。
- (3) 利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると寝屋川市が認める場合には、**当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限り**延長が可能である。
- (4) 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、**当該月の翌月をもって算定終了**とする。

3 届出

- (1) 月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少している場合は、当該減少月の翌月15日までに寝屋川市に加算算定の届出を行い、届出の翌月（加算適用開始月）から3か月間加算を算定することができる。
- (2) 当該加算算定の届出を行った事業所は、加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、毎月利用延人員数を算定する。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに寝屋川市に届け出ることとする。届出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意すること。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はないが、監査時等寝屋川市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。
- (3) 加算算定終了の前月においてもなお、算定基礎と比較して月の利用延人員数が5%以上減少している場合には、当該月の翌月15日までに、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要すること等の加算算定の延長を希望する理由を添えて、寝屋川市に加算算定の延長の届出を行い、当該延長の届出の翌月から3か月間加算算定の延長を行うことができる。ただし、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。
- (4) 加算算定の延長の届出を行った事業所は、加算算定延長の届出を行った月及びその翌月について、各月の利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに寝屋川市に届け出るものとする。届出を怠った場合は、加算延長に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意すること。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はないが、監査時等寝屋川市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。

4 参考

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

(介護保険最新情報 Vol. 937)

● 「2. (6) ① 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）②」

【居宅介護支援】

1 概要

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供開始に当たって、新たに、『利用者に前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与（以下「訪問介護等」という。）の各サービスの利用割合』及び『前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合』の説明を行わなければならないこととされました。

2 内容

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して文書を交付して説明し、署名を得なければならない事項が**2点追加**されました。

【現行】

- ・ 利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること
- ・ 利用者がケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

【改定後】

上記2点に加えて、次の2点が追加されました。

- ・ 前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護等がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合
- ・ 前6か月間に指定居宅介護支援事業所において作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものが占める割合

(上位3位まで)

※ 「前6か月」については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成されたケアプランを対象とし、直近の期間のものを用いて説明する。

- ① 前期（3月1日から8月末日まで）
- ② 後期（9月1日から2月末日まで）

3 留意事項

- (1) 利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付**に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて**必ず利用者から署名を得なければならない**。
- (2) (1)について、**文書を交付して説明し、署名を得ていない場合、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算に該当するため、報酬について返還となる場合がある**。
- (3) 令和3年4月以前に契約を締結している利用者については、**次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい**。
- (4) 令和3年4月中に契約を締結する利用者等については、当該割合の集計や出力での対応が難しい場合においては、**5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない**。

4 参考

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) 問111、112を参照

★通所系サービス事業所の皆様へ★

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合 加算や特例による介護報酬上の評価を行います

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための基本報酬への3%の加算や、事業所規模区分の特例を設けることによる評価を行うことにしました。

新型コロナウイルス感染症による利用者減への対応

※①は令和3年4月サービス提供分から
②は令和3年6月サービス提供分から

サービス・事業所規模区分別の報酬区分に応じ、以下のいずれかにより評価を行います。

- ① 3%加算 ② 規模区分の特例

令和3年4月サービス提供分から加算を算定するためには、届出が必要です

- 事業所規模区分を問わず、令和3年2月の利用延人員数をもとに、以下のいずれかに該当する場合は、**4月1日までに指定権者に①3%加算の算定の届出を行い、4月サービス提供分から算定が可能です。**
 - ・ 令和元年度の1月あたりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
 - ・ 令和2年2月の平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
- 加算算定要件・算定可能期間・届出方法の詳細は、以下の通知をご覧ください。
「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発0316第4号・老老発0316第3号令和3年3月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)
- 令和3年3月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を行い、翌々月のサービス提供分から算定することが可能です。
- 基本的に3か月間算定可能です（1回に限り延長あり）。また、要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。

大規模型事業所は、令和3年6月サービス提供分から特例の適用も可能です

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱの事業所は、令和3年4月の利用延人員数をもとに、以下に該当する場合は、**5月15日までに指定権者に②報酬区分の特例の届出を行い、6月サービス提供分から適用も可能です。**
 - ・ 大規模型Ⅰの場合：利用延人員数が750人以下
 - ・ 大規模型Ⅱの場合：利用延人員数が900人以下又は750人以下
- (※) 令和3年4月・5月に①3%加算を算定している場合でも、同月の利用延人員数に応じ、加算から特例への切り替えを行うことも可能です。
- 特例適用要件・適用可能期間・届出方法の詳細は、上記通知をご覧ください。
- 令和3年5月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を行い、翌々月のサービス提供分から適用することが可能です。
- 要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。

(問合せ先) ※詳細は都道府県・市町村にお問い合わせください。 ○○県・市○○部○○課(○○○○)